

会 員 規 約

大東建託協力会一人親方会

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、大東建託協力会一人親方会（以下「当会」と言う。）と称する。

第2条 (事務所)

当会の所在地は、東京都港区港南 2-16-1 に置く。

第3条 (目的)

当会は、会員の労働福祉を向上させ、建設業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第4条 (事業)

当会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 一人親方特別加入に関する一切の事務処理並びに保険料納付手続き
- ② 業務上、通勤途上災害の発生の諸手続き
- ③ 労働災害及び安全衛生に関する情報交換
- ④ 会員の品位を保持するための指導、連絡及び監督
- ⑤ その他当会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第3章 会員

第5条 (会員)

会員は日本全国に所在地を有する建設業を営む一人親方及びその家族従業者とする。

第6条 (入会及び脱退の手続き)

- 1 当会に入会しようとする者は、加入申込書を当会に提出しなければならない。ただし、入会希望者が会員として不適切と認められる場合は、当会はその者の入会を拒否できる。
- 2 当会を脱退しようとする者は、少なくとも7日以内に脱退届を提出しなければならない。
- 3 一人親方労災に特別加入する場合の手続きは別途「労災保険事務処理規則」にて定める。

第7条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する時は、会員資格を喪失するものとする。

- ① 会員の死亡
- ② 事業の廃止等により建設業の一人親方に該当しなくなった時
- ③ 脱退により会員でなくなった時
- ④ 会費や労働保険料の納付を怠った時
- ⑤ 当会の名誉を毀損した場合
- ⑥ 入会又は会員資格の継続に際して、不正な手段を用いたり、虚偽の記載をしたりした時

- ⑦ 不正の目的で当会に入会したことが明らかとなった時
- ⑧ 規約等、当会が定める規定に対する違反があった時
- ⑨ 次年度更新時に「労災保険事務処理規則」第 11 条の報告を怠った時

第 8 条 (会員の権利)

会員は当会の事業に対する均等の取扱いを受ける権利を有する。

第 9 条 (会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- ① 当会規約並びに諸規定等を遵守する義務
- ② 会費を納入する義務

第 10 条 (会員名簿)

当会に会員名簿を備える。

第 4 章 役員及び事務局

第 11 条 (役員)

当会には次の役員を置く。

- ① 理事長 1 名
- ② 副理事長 1 名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 1 名

第 12 条 (任期)

- 1 当会の役員の任期は 3 年とする。ただし、補充で選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任を妨げない。
- 3 役員は任期満了又は辞任の場合においても、後任者が就任するまでは引き続き職務を行わなければならない。

第 13 条 (役員の職務)

当会の役員の職務は次のとおりとする。

- ① 理事長は当会の業務を統括し、当会を代表するとともに関係機関との調整にあたるものとする。
- ② 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- ③ 理事は理事長を補佐し、当会の運営にあたる。
- ④ 監事は業務及び会計の状況を監査し、総会に報告する。

第14条（役員を選出）

役員を選出方法は次の通りとする。

- ① 役員を選出は総会出席会員の無記名投票により決める。
- ② 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- ③ 前1号、2号の規定に関わらず役員を選出は総会出席会員多数の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- ④ 指名推薦による場合の被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- ⑤ 選考委員が被指名人を決定した時は、その総会に諮り出席会員多数の同意を得て決まる。

第15条（理事長、副理事長の選任）

- 1 理事長は理事の互選により選出する。
- 2 副理事長は理事長が理事の中から指名する。

第16条（役員を辞任）

役員が病気その他やむを得ない事由で辞任するときには理事会の承認を受けなければならない。

第17条（事務局）

当会の業務を処理するため、事務局を設け事務局長を置くことができる。事務局長及び職員の任免等は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

第5章 機関

第18条（機関の種類）

当会に次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 理事会

第19条（総会）

総会は定期総会及び臨時総会とする。

第20条（総会の開催）

- 1 定期総会は毎年事業年度終了後3ヶ月以内に行う。
- 2 臨時総会は会員の過半数以上から請求があった時、又は理事会の議決があった時及び理事長が特に必要と認めた時に開催する。

第21条（総会の構成）

総会は当会の最高決議機関であって会員及び第11条の役員をもって構成する。

第22条（総会の招集）

- 1 総会は理事長が招集する。
- 2 総会を招集するには、会員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して、開催する日の7日前までに会員に通知する。

第23条（総会の議決事項）

総会は次の事項を審議決定する。

- ① 事業報告及び事業計画に関する事項
- ② 予算及び決算に関する事項
- ③ 役員を選出に関する事項
- ④ 規約の変更及び廃止に関する事項
- ⑤ 当会の解散に関する事項
- ⑥ 当会の運営に極めて重要な事項

第24条（総会の議決権及び方法）

- 1 総会における議決権は会員1人1個とする。
- 2 総会は、会員の過半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ総会の議案について賛否を表明した書面又は委任状により議決権を行使することができる。
- 4 総会決議は、本規則に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長がこれを裁決する。
- 5 総会の採決は挙手、直接無記名投票のいずれかによる。

第25条（総会の議長）

総会の議長は理事長がこれに当たる。

第26条（総会の議事録）

総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- ① 総会の日時及び場所
- ② 会員の現在数
- ③ 出席した会員の数
- ④ 議事の経過の概要及び結果

第27条（理事会）

- 1 理事会は総会より次の総会までの期間、当会業務の執行にあたり総会に対して責任を負う。
- 2 理事会は会計監事を除く役員で構成し、必要に応じて理事長が招集する。
- 3 理事の3分の2以上から会議に付議しようとする事項を示して理事会招集の請求があった時は、理事長はすみやかに理事会を開催しなければならない。
- 4 理事会は理事長、副理事長、理事をもって構成する。
- 5 議長は理事長がこれにあたる。
- 6 理事会はその構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを裁決する。

- 7 理事会では次の事項を審議決定する。
 - ① 当会の運営に必要な事項
 - ② 総会において議決した事項の執行に関すること
 - ③ 総会において理事会に委任するとされた事項

第6章 会計

第28条（事業年度及び会計年度）

当会の事業年度及び会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第29条（経費の支弁）

当会の経費は会員からの入会金、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

第30条（入会金、会費、労働保険料）

- 1 会員は次のとおり入会金・会費、労働保険料を当会が指定する日までに納付しなければならない。

① 入会金	1,000円（入会時のみ）
② 会費	500円（月額）
③ 労働保険料	法定どおり
- 2 前項の入会金及び会費は理事長の判断によってこれを減免することができる。
- 3 入会金、会費、労働保険料の払込は原則として毎年3月の年1回とする。ただし、労働保険料の納付は分割による納入を認めることができる。

第31条（中途入会）

年度の中途に新たに会員となった場合、会費及び労働保険料は加入日の属する月より年度末までの月数にて計算した額とする。

第32条（中途脱退）

年度の中途に脱退し会員資格を喪失した場合、脱退日の属する日の翌月より年度末までの月数にて計算した労働保険料のみを返還する。

第33条（予算・決算）

理事会は毎年度の予算及び決算について会計監事の監査を受けた後、総会に報告し承認を得なければならない。

第34条（会計処理）

- 1 当会の会計処理は理事会が責任を負う。
- 2 理事会は会計帳簿を常に整備し、会員の申し出があったときは閲覧させなければならない。

第7章 解散

第35条（当会の解散）

当会の解散は総会において出席会員の4分の3以上の同意を必要とする。

第36条（財産処分）

当会解散による財産の処分は総会において決める。

第8章 規約の改廃

第37条（規約の改廃）

この規約の改廃は、会員総会の議決を経て行うこととする。

第38条（補則）

この規約のほかに、当会の運営に必要な事項は総会の決議を経て定めることとする。